

大山町奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱（平成27年9月1日付第201500077531号鳥取県商工労働部長通知。以下「県要綱」という。）及び大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、人材不足が著しい県内の対象業種に就職又は就業する大学等在学学生及び既卒者が借り入れた日本学生支援機構等の奨学金の返還額の一部を補助することにより、若者の就職促進及び大山町への移住定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、県要綱で使用する用語の例による。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県要綱第13条の規定による交付決定を受けた者。
- (2) 大山町内に住所を有する者。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でない者。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の第1欄の区分に応じ、同表第2欄に定める額とする。

- 2 補助金の算定基準となる奨学金総額（以下「算定基準額」という。）は、県要綱第5条に規定する鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付申請時に返還していない奨学金（利子は除く。）とする。
- 3 県要綱第13条に規定する交付決定後に奨学金の一部又は全部が返還免除になった場合の補助金の額は、当該免除額を算定基準額から除いて算出した額とする。
- 4 各年度の補助金の上限額は、各年度の前年度返還額から県要綱による各年度の助成金等を差し引いた額を上限とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は県内の事業所等に正規雇用により就職又は就業した日を起点として、当該日の属する年度から起算して8年度目の年度の末日までとし、事業所等に勤務している期間とする。

- 2 就職又は就業した日の属する年度から起算して3年度目以降に交付の申請をする場合においても補助対象期間の終期は前項のとおりする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大山町奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書
- (2) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの及び奨学金の返還明細書の写し
- (3) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定通知書及び交付決定通知書の写し
- (4) 納税確認同意書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 町長は、前条の申請等があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の交付額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否及び補助金の交付額を決定したときは、大山町奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更等）

第9条 交付決定を受けた者は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに大山町奨学金返還支援補助金交付変更申請書（様式第3号）により町長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

（各年度報告の時期）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付の決定を受けた年度及び各年度（第12条の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の12月28日までに大山町奨学金返還支援補助金状況報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 在職証明書

(2) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの

(3) 報告年度の鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付額がわかるもの

(4) 奨学金返還免除通知の写し（該当者のみ）（一度提出した場合は以降の提出は不要）

(5) 納税確認同意書

(6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求及び支払）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、規則第21条に規定する補助金等交付請求書に交付決定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 各年度（次条の実績報告に係る年度を除く。）の補助金の支払は、前条の報告を受けた後行うものとする。

（実績報告の時期等）

第12条 規則第18条の規定による報告は、補助対象期間終了年度の翌年度の12月28日までに大山町奨学金返還支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 在職証明書

(2) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの

(3) 報告年度の鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付額がわかるもの

(4) 納税確認同意書

(5) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて調査等を行い、奨学金の返還が決定内容等に従って履行されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第14条 町長は補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請等により不正に補助金を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

2 この要綱の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成25年大山町条例第31号）を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 区 分 | 補助金の額 |
|--------------------------|--|
| 1 無利子のみの奨学金の貸与を受けた者 | 貸与を受けていた無利子の奨学金算定基準額（大学等の在学時に無利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。）に2分の1を乗じて得た額（補助対象期間が8年に満たない場合は、当該得た額に補助対象期間（年）を乗じて8年で除した額） |
| 2 有利子のみの奨学金の貸与を受けた者 | 貸与を受けていた有利子の奨学金の算定基準額（大学等の在学時に有利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。）に4分の1を乗じて得た額（補助対象期間が8年に満たない場合は、当該得た額に補助対象期間（年）を乗じて8年で除した額） |
| 3 無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けた者 | 1の区分により算定して得た額 ただし、1の区分の算定基準額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の算定基準額を差し引いた額を2の区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分により算定して得た額に加えた額 |

年 月 日

大山町長 様

申請者 住 所

氏 名

大山町奨学金返還支援補助金交付申請書

大山町奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので大山町奨学金返還支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|----------|---|--------------------------|
| 申請者 | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |
| 就業先県内事業所 | 住 所 | |
| | 名 称 | |
| | 代表者名 | |
| | 電話番号 | |
| | 就業年月日 | |
| 奨学金 | 名 称 | |
| | 区 分 | 無利子・有利子 ※該当にマル（○）をしてください |
| | 貸与金額 | 円/月（総額 円） |
| | 貸与期間 | 年 月 ～ 年 月 |
| | 返還金額 | 総額 円（うち未返還額(利子分を除く) 円） |
| | 返還期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 奨学金 | 名 称 | |
| | 区 分 | 無利子・有利子 ※該当にマル（○）をしてください |
| | 貸与金額 | 円/月（総額 円） |
| | 貸与期間 | 年 月 ～ 年 月 |
| | 返還金額 | 総額 円（うち未返還額(利子分を除く) 円） |
| | 返還期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 承諾事項 | <input type="checkbox"/> 私（申請者）の住所等を住民基本台帳で確認することについて承諾します。 | |

（添付書類）

- (1) 在職証明書
- (2) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの及び奨学金の返還明細書の写し
- (3) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定通知書及び交付決定通知書の写し
- (4) 納税確認同意書
- (5) その他町長が必要と認める書類

様

大山町長

大山町奨学金返還支援補助金（変更）交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金については、大山町奨学金返還支援補助金交付要綱第8条（第9条）の規定により、下記のとおり（変更）交付する（しない）ことに決定したので、同条の規定により通知します。

記

（交付する場合）

1 補助金の算定基準額及び交付決定額

(1) 算定基準額 円

(2) 交付決定額 円

2 各年度交付上限額

| 各年度交付上限額 | | |
|----------|---|---|
| 年度 | 金 | 円 |
| 年度 | 金 | 円 |
| 年度 | 金 | 円 |
| 年度 | 金 | 円 |
| 年度 | 金 | 円 |
| 年度 | 金 | 円 |
| 年度 | 金 | 円 |
| 年度 | 金 | 円 |
| 計 | 金 | 円 |

（変更の場合）

3 変更理由

（交付しない場合）

1 不交付の理由

（教示）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大山町を被告として（訴訟において大山町を代表するものは大山町長となります。）、提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

年 月 日

大山町長 様

申請者 住 所
氏 名

大山町奨学金返還支援補助金交付変更申請書

年 月 日付 第 号による交付決定に係る内容について、下記のとおり変更したいので大山町奨学金返還支援補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

※ 変更のあるところの番号にマルをし、その変更前及び変更後の内容を記載してください。

1 住所、2 氏名、3 電話番号、4 就業先事業所、5 奨学金の返還に関すること

| | |
|-------------|---|
| 変 更 前 | |
| 変 更 後 | |
| 変更になった日 | 年 月 日 |
| 承諾事項 | <input type="checkbox"/> 私（申請者）の住所等を住民基本台帳で確認することについて承諾します。 |

（添付書類）

- (1) 大山町奨学金返還支援補助金交付決定通知書の写し
- (2) 鳥取県未来人材育成奨学金支援補助金変更交付決定通知書の写し
- (3) 変更内容を証する資料等の写し

大山町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年度大山町奨学金返還支援補助金状況報告書

年 月 日付 第 号による交付決定に係る 年度内の奨学金返還状況について、大山町奨学金返還支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | |
|-------------------------------------|---|
| 返還総額（元金） （返還開始から返還終了まで） | _____ 円 |
| 前年度までの累計返還額 （返還開始から 年3月31日まで） | _____ 円 |
| 年度における返還額 （ 年4月1日から 年3月31日まで） | _____ 円 |
| 年度以降の返還額 （ 年4月1日から返還終了まで） | _____ 円 |
| 承諾事項 | <input type="checkbox"/> 私（申請者）の住所等を住民基本台帳で確認することについて承諾します。 |

<交付決定後に奨学金の返還免除がある場合>

| 奨学金名 | 免除額 |
|------|---------|
| | _____ 円 |

※この報告書は、毎年度の現況を確認し、支払いを行うための重要な書類ですので、必ず報告してください。

※添付資料

- (1) 在職証明書
- (2) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの
- (3) 報告年度の鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付額がわかるもの
- (4) 奨学金返還免除通知の写し（該当者のみ）（一度提出した場合は以降の提出は不要）
- (5) 納税確認同意書
- (6) その他町長が必要と認める書類

大山町長 様

申請者 住 所

氏 名

大山町奨学金返還支援補助金実績報告書

年 月 日付 第 号による交付決定に係る実績報告について、大山町奨学金返還支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | 奨学金返還額 | 交付決定額 |
|------|---|-------|
| 交付決定 | 円 | 円 |
| 実 績 | 円 | 円 |
| 差 引 | 円 | 円 |
| 承諾事項 | <input type="checkbox"/> 私（申請者）の住所等を住民基本台帳で確認することについて承諾します。 | |

※添付資料

- (1) 在職証明書
- (2) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの
- (3) 報告年度の鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付額がわかるもの
- (4) 納税確認同意書
- (5) その他町長が必要と認める書類